三　個人番号又は基礎年金番号
四　変更の年月日
五　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
（被保険者の資格喪失の届出）
第二十二条　法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十一号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一～三　（略）
四　法附則第四条の六第二項被保険者が七十歳に達したことにより資格を喪失したとき
五　（略）
2～6　（略）
第二十二条の四　（略）
（法附則第四条の六第二項被保険者の資格喪失の届出）
第二十二条の五　事業主は、第五条の十一の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十一号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に健康保険法施行規則第三十七条の五の規定による協会の管掌する健康保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。
2　前項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
一　事業主の氏名又は名称
二　事業所の名称及び所在地
三　届出の件数
（法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日）
第三十二条の二　法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日は、老齢厚生年金の受給権者が法第十四条又は法附則第四条の六第六項の規定により被保険者の資格を喪失した日（当該被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合に限る。）とする。
（原簿の記載事項）
第八十九条　法第二十八条に規定する主務省令で定める事項のうち厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。
一～七　（略）
八　法附則第四条の六第二項被保険者であるかないかの区別

（被保険者の資格喪失の届出）
第二十二条　法第二十七条の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届・七十歳以上被用者不該当届（様式第十一号又は様式第十一号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一～三　（略）
（新設）
四　（略）
2～6　（略）
第二十二条の四　（略）
（新設）
（法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日）
第三十二条の二　法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日は、老齢厚生年金の受給権者が法第十四条の規定により被保険者の資格を喪失した日（当該被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合に限る。）とする。
（原簿の記載事項）
第八十九条　法第二十八条に規定する主務省令で定める事項のうち厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。
一～七　（略）
（新設）